

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 4 年 第 2 回

砺波市議会臨時会議案説明資料

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 4 年 5 月 1 7 日

第 2 回 砺波市議会臨時会

## 令和4年第2回砺波市議会臨時会議案説明資料目次

1	砺波市税条例等一部改正の要旨	1
2	砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税 に関する条例一部改正の要旨	1
3	砺波市税条例一部改正の要旨	2

## 1 砺波市税条例等一部改正の要旨

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、砺波市税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

### (1) 令和5年1月1日施行

#### ア 個人市民税

- (ア) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例適用期限の延長  
所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する所要の改正を行うもの。  
個人住民税の減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填されるもの。

### (2) 令和6年1月1日施行

#### ア 個人市民税

- (ア) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致  
現在、上場株式等に係る配当所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっているが、課税方式を所得税と一致させる所要の改正を行うもの。

### (3) 民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日施行 (令和6年4月1日施行)

#### ア 固定資産税

- (ア) 固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大  
登記所に対してDV被害者である旨の申出を行った登記名義人の固定資産課税台帳の閲覧・証明書の交付において、DV被害者の保護の観点から、申出者の住所を記載せず、「住所に代わる事項」を記載する所要の改正を行うもの。

## 2 砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例一部改正の要旨

「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、地方における企業拠点の強化を促進する固定資産税特例措置の適用期限を2年延長すること及び整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限を1年延長すること並びに当該条例中の引用条文に改正があったことから、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 公布の日（令和4年4月1日から適用）

### 3 砺波市税条例一部改正の要旨

令和4年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」が、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、砺波市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

#### (1) 固定資産税

##### ア 土地に係る固定資産税の負担調整措置

景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を、現行は評価額の5%のところ、2.5%とする所要の改正を行うもの。

施行期日 令和4年4月1日

